

# 特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク

## 役員規定

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク（以下「当法人」という。）の定款第19条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第13条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする役員をいう。非常勤役員はそれ以外の役員をいう。

(3) 役員報酬とは、特定非営利活動推進法（以下、NPO法）第54条、55条、56条に規定された役員報酬であって、同法の規定に従って適宜に備え置き、所轄庁への提出、閲覧、公開などをするべきものとする。

(4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、宿泊費を含む旅費、手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 当法人は、常勤役員に対し職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 非常勤役員は無報酬とする。

### (報酬等の額の決定)

第4条 当法人の常勤役員の報酬月額、定款第19条および第23条第6号に基づき、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (報酬の支給日及び支給方法)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日については、職員の例により毎月一定の日に支払うものとする。

2 報酬等は通貨をもって支給する。但し、本人が指定した本人名義の金融機関に振り込むことができる。

3 全ての報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払うものとする。

### (通勤費)

第6条 常勤役員には、通勤の実態に応じ通勤費を支給する。

### (費用)

第7条 当法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員には、会議出席等に要した交通費を支給する。

### (公表)

第8条 当法人は、この規程を、NPO法第56条の規定に従って公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年7月26日から施行する。